

吉田町監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 4 年 1 月 18 日

吉田町監査委員 藁科 武夫

吉田町監査委員 三輪美由紀

定期監査結果報告書
(別紙のとおり)

定期監査結果報告書

「吉田町監査基準」に準拠し、地方自治法第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項の規定に基づく監査を行ったので、同条第9項及び吉田町監査基準第14条の規定により、その内容及び結果を次のとおり報告する。

記

第1 監査の対象

健康づくり課に係る令和3年4月1日から10月31日までに執行された事務事業

第2 監査の着眼点

監査委員による健康づくり課に係る令和3年4月1日から10月31日までに執行された事務事業の監査は、財務及び行政に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から監査するものである。

第3 監査の実施内容

健康づくり課に係る令和3年4月1日から10月31日までに執行された事務事業について、あらかじめ指定した監査資料、提示のあった関係書類及び関係帳簿を受け、「吉田町監査基準」に準拠し、審査するとともに関係職員に説明を求めた上で、監査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

第4 監査の結果

健康づくり課に係る令和3年4月1日から10月31日までに執行された事務事業について、上記のとおり監査した限りにおいて、財務及び行政に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められる。

定期監査結果報告書

「吉田町監査基準」に準拠し、地方自治法第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項の規定に基づく監査を行ったので、同条第9項及び吉田町監査基準第14条の規定により、その内容及び結果を次のとおり報告する。

記

第1 監査の対象

福祉課及び町民課に係る令和3年4月1日から10月31日までに執行された事務事業

第2 監査の着眼点

監査委員による福祉課及び町民課に係る令和3年4月1日から10月31日までに執行された事務事業の監査は、財務及び行政に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から監査するものである。

第3 監査の実施内容

福祉課及び町民課に係る令和3年4月1日から10月31日までに執行された事務事業について、あらかじめ指定した監査資料、提示のあった関係書類及び関係帳簿を受け、「吉田町監査基準」に準拠し、審査するとともに関係職員に説明を求めた上で、監査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

第4 監査の結果

福祉課及び町民課に係る令和3年4月1日から10月31日までに執行された事務事業について、上記のとおり監査した限りにおいて、財務及び行政に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められる。